

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 埼玉県さいたま市中央区本町西四丁目11番10号

氏名 株式会社 クワバラ・パンダキン

代表取締役 桑原 一男

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

上田 清司

許可の年月日 平成23年 6月10日

許可の有効年月日 平成30年 4月24日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

## 中間処分業

## 【事業場①】

破砕：廃プラスチック類、木くず、繊維くず（廃量に限る。）、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類  
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず 以上2種類  
圧縮減容：廃プラスチック類 以上1種類  
溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。） 以上1種類

## 【事業場②】

破砕：木くず 以上1種類

※ 繊維くず（廃量に限る。）の破砕処理は、サーマルリサイクル施設で燃料とするものに限る。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

## 施設等の所在地

【事業場①】埼玉県加須市鴻基字立山229番1、229番5、229番8、229番10、230番、  
232番4、232番8、埼玉県加須市鴻基字柳宮340番5、341番1、343番2、  
380番2、381番5、383番1、384番1、385番、386番、387番1、  
388番1、389番1、392番1、397番5  
以上21筆（面積8,666.07㎡）に限る。

【事業場②】埼玉県加須市正能字古宮2番5、2番6、2番7、2番9  
以上4筆（面積2,140.23㎡）に限る。

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

中間処分及び処分に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
昭和63年 8月 5日	指令環整第435号	新規許可
平成17年 1月28日	指令廃指第3055号	変更許可（事業場②の追加）
平成23年 1月26日	—	変更届（保管施設の変更）
平成23年 6月10日	指令東環第10-13号	更新許可
平成23年 6月10日	指令東環第114-2号	優良確認

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	4.72 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成17年 8月30日 — —
破碎施設	17.21 t/日 (8時間)	繊維くず(廃畳に限る。) 以上1種類	平成15年 2月 6日 — —
破碎施設	480 t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	平成 3年 4月25日 平成13年 2月 1日 破5-06
破碎施設	120 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成 3年 4月25日 平成13年 2月 1日 破5-29
破碎施設	80 t/日 (8時間)	ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類	平成 3年 4月25日 平成13年 2月 1日 破5-30
圧縮梱包施設	10.34 t/日 (8時間)	廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	平成 9年 7月15日 — —
圧縮減容施設	8.14 t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成 9年 7月15日 — —
溶融減容施設	0.16 t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成15年 2月 6日 — —

【事業場②】

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	80.48 t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成17年 1月28日 平成17年 1月28日 5-71

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
木くず 以上1種類	39.0㎡	3.0m (屋外) (8㎡コンテナ×2台)
紙くず 以上1種類	32.5㎡	2.5m (屋外)
廃プラスチック類 以上1種類	65.0㎡	2.5m (屋外)
がれき類 以上1種類	118.8㎡	3.0m (屋外)
繊維くず (廃量に限る。) 以上1種類	63.0㎡	3.0m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	24.0㎡	3.0m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (廃量に限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	273.0㎡	1.8m (屋外)
木くず 以上1種類	527.0㎡	3.0m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (廃量に限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	225.0㎡	3.0m (屋外)
廃プラスチック類 以上1種類	45.0㎡	3.0m (屋外)
廃プラスチック類 以上1種類	19.8㎡	0.9m (屋外)
繊維くず (廃量に限る。) 以上1種類	13.8㎡	3.0m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (廃量に限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	98.3㎡	3.0m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	10.5㎡	1.8m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	10.5㎡	1.8m (屋外)
金属くず 以上1種類	10.5㎡	1.8m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	19.3㎡	1.8m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	8.8㎡	1.8m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	12.3㎡	1.8m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず 以上2種類	12.3㎡	1.8m (屋外)
木くず 以上1種類	12.3㎡	1.8m (屋外)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管の面積	保管の高さ等
木くず 以上1種類	199.3㎡	3.0m (屋内)